

平成30年8月10日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所における通報連絡事象（平成30年7月分）について

平成30年7月に、当社から愛媛県ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下の2件です。これらの事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所3号機 補助ボイラ建屋消火設備の異常信号の発信について	7月12日	-	C
2. 伊方発電所における作業員の負傷について	7月26日	-	C

県の公表区分 A：即公表  
B：48時間以内に公表  
C：翌月10日に公表

なお、今月は過去に発生した通報連絡事象についての原因と対策をまとめた報告書の提出はありませんでした。

（別紙）伊方発電所における通報連絡事象の概要（平成30年7月分）

以上

## 伊方発電所における通報連絡事象の概要（平成30年7月分）

## 1. 伊方発電所3号機 補助ボイラ建屋消火設備の異常信号の発信について

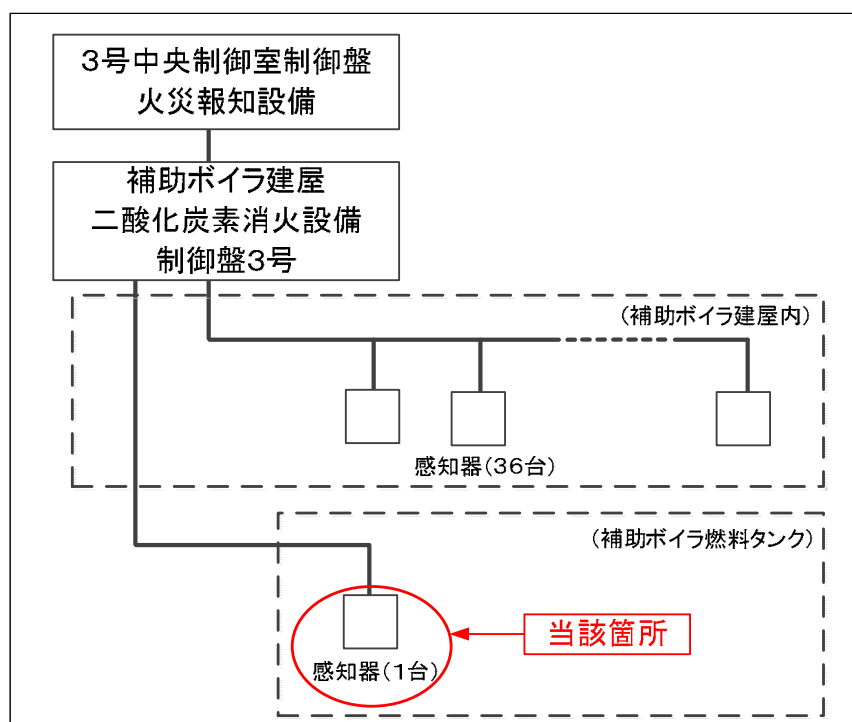
7月12日0時8分、定期検査中の伊方発電所3号機中央制御室において、補助ボイラ建屋（管理区域外）の消火設備の異常を示す信号が発信しました。

確認の結果、現地制御盤の「地絡」を示す表示灯が点灯しており、当該制御盤と補助ボイラ燃料タンク（地下埋設）の感知器を接続する電線の絶縁が低下していること、当該感知器の端子箱の一部に浸水があることを確認しました。

そのため、当該感知器の点検を行い、電線の絶縁状態の回復、異常を示す信号の復帰を確認しました。その後、当該感知器の機能確認を行い、念のため、当該感知器の防水処理を行い、7月13日13時10分、通常状態に復帰しました。

本事象による3号機プラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。  
今後、原因について詳細に調査します。

【伊方発電所3号機 補助ボイラ建屋消火設備概略図】



## 2. 伊方発電所における作業員の負傷について

7月26日、伊方発電所の構内（屋外、管理区域外）で除草作業中の作業員が、斜面で転倒して頭部を打ったことから、念のため病院での診察が必要と判断し、同日15時15分頃、協力会社の社有車で病院に搬送しました。

医師による診察の結果、「左頭部裂創」と診断されました（不休傷）。